

裁判官会議（第18回）議事録

平成30年7月4日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 日本司法支援センター監事の再任について

中村総務局長から、資料第1に基づき、標記の再任について説明があり、法務大臣からの同再任についての求意見に対し、最高裁判所として意見がない旨回答することを決定した。

2 民法の一部を改正する法律（成年年齢の引下げ）について

平田民事局長から、標記の法律について報告があった。

3 人事について

(1) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の分限については、報告がされ、2の災害補償審査申立事案に関する判定については、原案どおり決定した。

(2) 堀田人事局長から、資料第3に基づき、高知地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

高知地方、家庭裁判所長吉田肇の定年退官に伴い、高松高等裁判所判事半田靖史を高知地方、家庭裁判所長に補する。

午前10時50分終了

議長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(平成30. 7. 4提出)

1 裁判官の分限について(報告)

戒告

岐阜地家判事・岐阜簡裁判事

山崎秀尚(42)

2 災害補償審査申立事案に関する判定について

既配布の判定(案)(平成29年災第1号事案)のとおり

裁判官会議（第19回）議事録

平成30年7月11日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

- 1 平成30年5月における裁判官の視察結果報告に対する説明について
平成30年5月における裁判官の視察結果報告に関し、資料第1の各事項について、中村総務局長及び平田民事局長から説明がされた。
- 2 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について
中村総務局長から、資料第2に基づき、標記の答申について報告があった。
- 3 人事について
 - (1) 堀田人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官及び2の裁判官の転補等については、いずれも原案どおり決定し、3の裁判官の採否については、採用候補者について審議された結果、本議事録別紙第1記載の者を同別紙第2の理由で不採用とすることに決定したほか、同別紙第3記載の者を採用することに内定し、4の裁判官の分限の裁判の確定については、報告がされ、5の調停官の再任については、原案どおり決定し、6の調停官の採用内定については、原案どおり内定し、7の給与審査申立事案に関する決定及び8の司法修習生の再採用については、いずれも原案どおり決定した。
 - (2) 堀田人事局長から、資料第4に基づき、京都家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

京都家庭裁判所長の定年退官に伴い、高松家庭裁判所長植屋伸一を京都家庭裁判所長に補し、

午前11時41分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(平成30. 7.11提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官(平30. 8. 3)

東京高判事(部総括)

大島 隆 明(32)

依願免本官並びに兼官(平30. 7.31)

岐阜地家判事・岐阜簡裁判事

山崎 秀 尚(42)

2 裁判官の転補等について

東京高判事・東京簡裁判事

内閣法制局参事官

岡田 幸 人(47)

検事(内閣法制局)

東京地判事・東京簡裁判事

衣斐 瑞 穂(50)

高松高判事(部総括)・高松簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

杉山 慎 治(38)

名古屋地家豊橋支判事補(職権特例指名)・豊橋簡裁判事

法務省民事局付

木村 太 郎(63)

検事(法務省民事局)

東京地判事補・東京簡裁判事

小川 貴 裕(65)

名古屋地家豊橋支判事補・豊橋簡裁判事

名古屋地家豊橋支判事補・豊橋簡裁判事

原 美 湖(64)

3 裁判官の採否について

「裁判官採用候補者名簿」のとおり

4 裁判官の分限の裁判の確定について（報告）

戒告

岐阜地家判事・岐阜簡裁判事

山崎秀尚(42)

5 調停官の再任について

「調停官再任者名簿」のとおり

6 調停官の採用内定について

「調停官候補者名簿」のとおり

7 給与審査申立事案に関する決定について

既配布の各決定（案）（平成30年公第1号事案）のとおり

8 司法修習生の再採用について



裁判官会議（第20回）議事録

平成30年7月18日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 司法修習生採用選考審査基準について

堀田人事局長から、資料第1に基づき、標記の審査基準について説明があり、原案どおり決定した。

2 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（相続法改正）並びに法務局における遺言書の保管等に関する法律の成立について

村田家庭局長から、標記の法律の成立について報告があった。

3 人事について

堀田人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の新規任命等、3の裁判官の兼官再任、4の裁判官の転補等及び5の裁判官の海外出張については、いずれも原案どおり決定した。

午前10時47分終了

議長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(平成30. 7. 18提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (平30. 8. 23)

さいたま地家判事 (部総括) ・さい
たま簡裁判事

松原里美 (42)

依願免本官並びに兼官 (平30. 8. 17)

司研教官 (東京高判事・東京簡裁判
事)

福島かなえ (52)

依願免本官並びに兼官 (平30. 8. 31)

水戸家地下妻支判事補・下妻簡裁判
事

守屋麻依 (63)

定年退官 (平30. 8. 24)

川口簡裁判事

杉本正樹

定年退官 (平30. 8. 31)

神戸簡裁判事

早苗知次

定年退官 (平30. 9. 6)

豊中簡裁判事

小川育央

定年退官 (平30. 9. 8)

広島簡裁判事

大田達雄

依願免本官 (平30. 9. 1)

神戸簡裁判事

佐堅哲生

2 裁判官の新規任命等について

名古屋簡裁判事・名古屋地判事補
(職権特例指名)

外務事務官 (在アメリカ合衆国日本
国大使館二等書記官)

須田健嗣 (62)

堺簡裁判事

河合裕行

3 裁判官の兼官再任について

東京地家立川支判事・立川簡裁判事

東京地家立川支判事・立川簡裁判事

餘多分 亜紀 (51)

(平成30年8月31日限り任期終了者)

千葉地家松戸支判事・松戸簡裁判事

千葉地家松戸支判事・松戸簡裁判事

一場修子 (55)

(平成30年8月31日限り任期終了者)

4 裁判官の転補等について

司研教官

東京高判事・東京簡裁判事

中丸 隆 (49)

さいたま地家判事 (部総括) ・さい
たま簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

田尻 克己 (45)

東京家判事 (部総括) ・東京簡裁判
事

東京高判事・東京簡裁判事

細矢 郁 (45)

東京地判事補・東京簡裁判事

大阪地家判事補・大阪簡裁判事

狹間 巨勝 (65)

川口簡裁判事

東京簡裁判事

横溝 千明

神戸簡裁判事

大阪簡裁判事

有田 禎宏

豊中簡裁判事

大阪簡裁判事

神野 章

広島簡裁判事

大阪簡裁判事

福田 修

5 裁判官の海外出張について

「裁判官海外出張者名簿」のとおり

裁判官会議（第21回）議事録

平成30年7月25日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 堀田人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の転補については、原案どおり決定し、2の裁判官の分限事件の申立てについては、報告がされた。
- (2) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、高松高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。
 - ア 高松高等裁判所長官田村幸一の定年退官に伴い、東京高等裁判所判事（部の事務総括者）秋葉康弘を高松高等裁判所長官とし、その後任者を水戸地方裁判所長中里智美とし、その後任者を最高裁判所事務総局総務局長中村愼とし、その後任者を最高裁判所事務総局家庭局長村田斉志とし、その後任者を東京地方裁判所判事手嶋あさみとする。
 - イ 広島高等裁判所長官菊池洋一の定年退官に伴い、東京家庭裁判所長大門匡を広島高等裁判所長官とし、その後任者を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）甲斐哲彦とし、その後任者を新潟地方裁判所長足立哲とし、その後任者を東京地方裁判所判事大野勝則とする。
 - ウ 名古屋高等裁判所長官原優の定年退官に伴い、札幌高等裁判所長官綿引万里子を名古屋高等裁判所長官とし、その後任者を横浜地方裁判所長植村稔とし、その後任者を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）杉原則彦とし、その後任者を長野地方、家庭裁判所長近藤昌昭とし、その後任者を東京地方裁判所判事中山孝雄とする。

オ 高松地方裁判所長村上正敏を兼ねて高松家庭裁判所長とする。

午前10時45分終了

議 長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(平成30. 7. 25提出)

1 裁判官の転補について

東京高判事・東京簡裁判事

東京家判事(部総括)・東京簡裁判事

青 木 晋 (39)

2 裁判官の分限事件の申立てについて(報告)

東京高判事・東京簡裁判事

岡 口 基 一 (46)